

# 令和元年度監査報告書

## 公の施設の指定管理者監査

### 国分寺市障害者センター

令和元年 12 月

国分寺市監査委員

# 令和元年度 公の施設の指定管理者監査結果報告書

## 第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査

## 第2 監査の対象

- 1 公の施設 国分寺市障害者センター
- 2 指定管理者 社会福祉法人 万葉の里
- 3 所管部課 福祉部 障害福祉課

## 第3 監査の範囲

平成30年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)に執行された公の施設の管理に係る事務の執行及び業務管理運営状況について

## 第4 監査の実施期間

令和元年9月3日から令和元年12月26日まで  
現地調査 令和元年10月11日

## 第5 監査の着眼点

### 1 所管関係

- (1) 指定管理者を導入した目的、趣旨はいかされているか。
- (2) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、関係法令等に根拠をおいているか。
- (3) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (4) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (5) 協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- (6) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
- (7) 業務履行確認は事業報告書により行われているか。
- (8) 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
- (9) 指定管理者が利用料金を定める場合、利用料金は合理的なものになっているか、その承認手続は適正に行われているか。

### 2 指定管理者関係

- (1) 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (3) 公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
- (4) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正に行われているか。また、領収書類の整備、保存は適正に行われているか。
- (5) 収納事務は適正に行われているか。

- (6) 利用料金の設定等は適正に行われているか。
- (7) 利用促進のための努力は行われているか。
- (8) 施設の管理運営は適切に行われているか。

## 第6 監査の方法

監査の対象となる公の施設の指定管理者及び当該施設を所管する部課に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、書面及び現地調査を行い、必要に応じ所管職員等からの説明を聴取し監査を実施した。

## 第7 指定管理の概要

### 1 指定管理者名称 社会福祉法人 万葉の里

### 2 指定の意義

国分寺市障害者センターの管理に関し、国分寺市が社会福祉法人万葉の里に指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる指定管理者の能力を活用しつつ本施設の利用者の利便を向上させ、障害者福祉及び地域福祉の一層の増進を図ることにある。

### 3 業務の範囲

- (1) 施設の事業運営に関すること。
- (2) 施設の使用承認等及び自立支援給付等報酬、利用者負担金の徴収等に関すること。
- (3) 使用承認の変更及び取消しに関すること。
- (4) 施設の使用に伴う利用者への便宜の寄与に関すること。
- (5) 施設、設備及び物品等の維持管理及び安全に関すること。
- (6) 施設の簡易修繕に関すること。
- (7) 施設の管理運営に関し市長が必要と認めること。

### 4 指定期間

平成30年4月1日から令和5年3月31日まで

### 5 指定管理費

平成30年度	211,671,000円
平成31年度	218,027,000円
令和2年度	223,608,000円
令和3年度	228,306,000円
令和4年度	233,678,000円

6 決算額  
平成 30 年度 403,683,920 円

7 施設の概要  
国分寺市障害者センター  
所在地 国分寺市泉町二丁目 3 番 8 号  
面積等 専用面積 2,359.41 平方メートル

## 第 8 監査の結果

監査の着眼点に留意し調査を行ったところ、適正に執行されているものと認められたが、一部改善及び検討を要する事項が見受けられたので、以下個別に記述する。

### 1 所管（障害福祉課）

#### （1）指定管理者の当期資金収支差額について

平成 30 年度の当期資金収支差額が 12,578,926 円となっていた。この当期資金収支差額の発生要因を分析し、その蓄積による資産の増加を注視しつつ、公募によらない事業者選定であること及び当該管理業務並びに当該指定管理者の性質等から、当期資金収支差額の大きさが妥当であるか検討されたい。

#### （2）一般管理費（本社経費）の算定について

一般管理費について、事業報告書上の決算の数値として協定締結時の算出金額（予算額）を計上していた。決算については正確な数値を算定し、本来の収支を明らかにし、指定管理者による管理の実績を正確に把握する必要がある。今後の計上方法については、正確な数値を計上することを検討されたい。

### 2 共通事項（所管，指定管理者）

#### （1）事業計画書の変更について

予算の補正に係る事業計画の変更について、事前に市の承諾を得ず、決算報告の際に承諾していたことを確認した。事業計画書を変更する場合は、協定書に基づき市の承諾を得てから行うよう改められたい。